

# 有料化制度について

## 1. 有料化の目的と効果

### 1) ごみの発生抑制

消費者が有料化の影響を受けて従来の購買、消費行動を改め、不用品の購入抑制などごみの発生を抑制する方向に動くことになる。

### 2) ごみの排出抑制

有料化の導入により、まず、市民は発生抑制を考え、次に、民間の自発的な取り組みによる無料の店頭回収や古紙回収への排出が進み、市へのごみの排出が抑制されることとなる。

### 3) リサイクルの推進

有料化のもとでは、新たなリサイクルへの行動をおこさないと、料金を支払わなければならないことから、市民は、行政による資源ごみの分別収集に排出したり、行政以外の処理ルートへの排出を模索することになる。

### 4) ごみの排出量に応じた負担の公平化

従来のごみ処理サービスは、ごみを少ししか出さない市民にも、より多く出す市民の処理費用の負担を求めており、不公平な仕組みとなっている。

有料化の導入により、電気やガス、上下水道と同様に市が提供する処理サービス水準に基づいてごみ処理手数料を課すことになる。顧客である市民は求めるサービス水準に応じて料金を課されることになるので、ごみ処理に支払う額を市民は自らがコントロールすることができ、公平なごみ処理費用の負担ができるようになる。

### 5) 住民の意識改革

家庭から出るごみの排出に手数料がかからない場合に住民は租税によってその費用を負担しているが、ごみの排出する機会や排出量と負担の機会が一致していないために、負担感や循環型社会構築への意識が希薄である。一般廃棄物の排出機会や排出量に応じて、費用負担が発生し、増減する有料化を導入することにより、住民の意識改革が期待できるようになる。

### 6) 市の財政負担の軽減

本市においてごみ処理・リサイクルに要する費用は、年々増加傾向にあり、市の財政負担が増大している。このままでは適正に廃棄物対策を実施していくことが難しくなるおそれがあることから、ごみの処理費用の一部を市民に負担していただくものである。

## 2. 現行制度（一定量以下無料制）での検討

### 1) 無料配布枚数を1/2にした場合

現行制度では、ほとんどの市民が無料配布のごみ袋で排出しているためにごみ減量のインセンティブがあまり働いていないように思われる。そこで、現在の一定量以下無料制度でごみ減量のインセンティブが強く働くように無料配布数を現在の1/2にした場合を検討してみた。（経費の試算は別紙）

- ①無料配布数を現在の半分にするとごみ袋にかかる経費は、約 4,600 万円（1枚当たり110円で販売した場合）の黒字となる。ごみ袋の製造原価によって変わるが、販売するごみ袋の単価が、43円以上で黒字となる。
- ②料金水準が高いためごみ減量へのインセンティブはかなり強く働くと思われる。
- ③世帯人数を考慮した配布になっていないので、単身世帯だけ他の世帯の1/2にすることは説明が付かない。単身世帯も他の世帯と同じ枚数にするとインセンティブは、働かない。
- ④世帯人数が考慮されていないので、ごみ減量の努力をしても世帯人数が多いほど負担が増える一方で単身世帯であれば努力せずにほぼ無料で排出できることとなるために不公平感が残る。

### 結 果

- ・ごみ袋にかかる経費は、無料配布枚数を抑えることによって捻出できるが、収入は不安定となる。
- ・配布枚数を減らした場合、減量のインセンティブは働くこととなるが、世帯人数を考慮しない限り不公平感はなくなる。

## 2) 世帯人数に応じて配布した場合

次に、世帯人数を考慮した無料配布の可能性について検討してみるとシール方式により実施している先進地（高山市と佐世保市）があったので、これについて調べてみた。

### (1) 高山市（推奨袋・シール方式）

- ①市が各家庭に年間一定枚数のごみ処理券（シール）を無料で配布し、ごみを排出するときに袋にシールを貼る。袋は、市の推奨袋（45L、透明な袋）を市民が民間の店で購入する。
- ②シールの配布は、年1回で国保・年金の集金員と水道検診員に委託されている。費用は、配達員1人当りの基本料金4,000円と一世帯当り旧市内は55円、旧市外は60円。
- ③シールの大きさは、A4サイズに可燃10枚、不燃2枚が収まっている。
- ④この配布枚数は、表-1のとおり世帯人数によって変えている。

表-1 年間無料配布枚数

		可燃ごみ袋	不燃ごみ袋
1人	学生寮など	30枚	6枚
	上記以外	70枚	14枚
2～3人		90枚	18枚
4～5人		110枚	22枚
6～7人		120枚	24枚
8人以上		130枚	26枚

- ⑤収集回数は、可燃ごみ週2回、不燃ごみ月1回
- ⑥対象となるごみは、可燃ごみ、不燃ごみであり、資源ごみは無料。  
無料配布分を超えた場合は、有料シールを購入することとなる。この場合シール1枚100円（消費税込105円）で、積算根拠は、収集・処理費の1/3。
- ⑦シールの有効期限は、年度限りとなっている。シールが余った場合には、自治会や子ども会が集めて、奨励金と交換している。
- ⑧リバウンド対策のために有料化から10年間で4回配布枚数を絞り込んでいる。  
有料化後、前年度比で家庭系ごみは、17%減少している。しかし、事業系へのシフトが見られ事業系では26%増となっている。家事合計で7%の減となっている。事業系へのシフトの原因は、有料化と同時に小規模事業所の行政収集を取りやめたことによる。

◎草津市との比較で家庭系のごみ減量は成功している。

表-2 平成 15 年度 1 人 1 日当りのごみ排出量の比較

(単位 : g)

	家庭系	家庭系+事業系
高山市	454	923.3
草津市	606.7	966.6

#### 結 果

- ・ シール方式では、世帯人数に応じた配布が可能となる。
- ・ 世帯人数に応じた配布枚数にしているために不公平感は少ない。
- ・ 配布枚数の絞込みにより減量化へのインセンティブはかなり強く働く。
- ・ インセンティブが働く配布枚数を設定するのが難しく、2～3年ごとの枚数の絞込みが必要となってくる。配布枚数の絞込みについては、試行錯誤を繰り返すこととなるので適正枚数の設定までに年数がかかる。
- ・ 4～5人世帯で、可燃ごみ袋 110 枚の配布となっており、草津市の 104 枚よりも多いが、1 人 1 日当りのごみ排出量が少ないことから 2～3人世帯でのインセンティブが働いているように思われる。
- ・ シールの制作費と配布費用については、指定袋よりもかなり安いため有利であるが、推奨袋は、規格外の袋を使われる可能性がある。

(2) 佐世保市（指定袋・シール方式）

- ①可燃ごみと不燃ごみについては、あらかじめ市から市民へ無料ごみ処理券（無料シール）を配布する。市民は市の指定袋を小売店で購入し、ごみ袋のサイズに応じて決められた枚数の無料ごみ処理券を貼付してごみを排出する。不足分は、有料ごみ処理券（有料シール1枚 70 円、ミニ券 35 円）を取扱店で購入する。資源ごみは無料。
- ②シールは、住民登録または外国人登録をしている市民に対して1人当たり1年間60枚（単身世帯は、ミニ120枚）を郵送している。
- ③指定袋は、市が袋の規格・様式を示して認定するが、袋そのものの製造、流通、販売については関わらずに市場に任せている。
- ④超過した場合のシールの金額は、下記のとおりである。

表-3 佐世保市ごみ処理券の貼付枚数

指定袋容量	ごみ処理券貼付枚数	有料券手数料
大（45L）	3枚（ミニ6枚）	210円
中（30L）	2枚（ミニ4枚）	140円
小（15L）	1枚（ミニ2枚）	70円
ミニ（7.5L）	ミニ1枚	35円

- ⑤ごみ収集回数は、可燃週2回、不燃1回で年間116回。
- ⑥ごみ減量して使い残したシールは翌年も使える。
- ⑦ごみ排出量は、家庭系ごみで有料化前年との比較で25%の減量となっているが、事業系をあわせると減量化の率が落ちる。佐世保市の場合はセンターへの直接持ち込みは、100kgまで無料であるため、無料配布分を使い切った人の直接搬入が増えたためと思われる。
- ⑧無料配布分の1人当たり60枚の積算は、可燃・不燃ごみの一人当たり242kg：ごみ袋15Lで平均3.3kg入る。減量目標15%を基に計算。  
$$242\text{kg} \div 3.3\text{kg} = 73.3 \text{ 枚}$$
$$73.3 \text{ 枚} \times 85\% = 62.3 \rightarrow 60 \text{ 枚}$$
- ⑨超過分のシール販売代金は、平成17年度で約1億4千万円であり、販売手数料、シール作成費、郵送料を引いても1億円以上の黒字となる。
- ⑩草津市との比較では、家計系ごみでは、佐世保市のほうが少ないが、事業系もあわせると草津市のほうが少ない。

表-4 平成 17 年度 1 人 1 日当りのごみ排出量の比較

(単位：g)

	家庭系	家庭系+事業系
佐世保市	511	1,055
草津市	606.7	935

### 結 果

- ・ 超過した場合の手数料水準が高いため減量効果は見込めるが、その一方で、クリーンセンターへの直接持込がかなり増えている。  
草津市の場合でも直接持ち込みの手数料は 100kg まで 7 円/kg で 1 袋 4kg 入るとしても 28 円となり 110 円よりかなり安いことから無料配布枚数を絞り込んだ場合は、直接搬入にシフトする可能性はある。
- ・ 1 人当り 60 枚のシールを配布するので多人数世帯で減量インセンティブが弱まる。草津市の年間配布枚数の 104 枚を佐世保市のシールに換算すると 312 枚となり佐世保市の 5 人世帯の 300 枚とほぼ同じ水準となる。
- ・ 佐世保市の販売分は、200 万枚あり、草津市の世帯数と袋の容量に置換えると 30 万枚となるが、草津市の平成 17 年度の実販売枚数 20 万枚より多いことからインセンティブは各世帯で働いていると思われる。
- ・ 単価が高いため超過分だけでもかなりの収益がある。シール方式は、指定袋方式よりも経費的に有利であることがわかる。
- ・ 袋の大きさが 4 種類、シールが 2 種類あり、指定袋とシールの購入が必要などシステムとしては複雑で市民が慣れるまでは混乱を招くおそれがあるが、佐世保市では導入化までの半年間で 523 回の説明会を開くなど啓発に力を入れたため予想されていたほどの混乱はなかったようである。

### 3. シール方式による均一従量制の検討

つぎに、シール方式は指定袋方式よりも経費的に有利であることがわかったのでシール方式による均一従量制について検討してみた。

- ①シール方式による場合は、袋の規格や様式を指定しないのが一般的であるため、容量や半透明の袋を使用するように決まっても、ごみの分別が徹底されなかったり、容量の大きな袋を使われたりする場合が多い。このためにシール方式を実施する場合は指定袋を併用する必要がある。しかし、市が指定袋を作成していたのでは経済的なメリットが消えるため、市が指定袋の規格や仕様を指示するだけで、複数の製造業者が小売店を通じて自由価格で販売することとなる認定方式を併用する必要がある。
- ②認定方式による指定袋は、市が入札によって業者委託する方法と違って、袋の制作費、販売店への配達費用が不要となり、事務的にも軽減される。また、あらかじめ製作枚数を予測したり在庫数を気にする必要がなく、市場に任せることが出来る。指定袋の原価は購入する市民が負担することになり、袋の大きさによっても異なるが、通常1枚10円までの価格で販売されるので経済的負担は軽い。
- ③手数料は、シールを販売することにより回収することとなるが、シールの作成費用は、1枚1円以内でできるので袋を作るよりも有利である。
- ④1枚目からごみ袋を購入することとなるので販売店は、現在の数よりもかなり増やす必要が出てくるが、その場合、販売店までの配達も、袋よりもシールのほうが取り扱いやすいのでかなり有利となる。また、販売店においてもストックしやすい。

#### デメリット

- ①収集時にシールが指定袋に貼付されているかどうかの確認が必要なため収集の作業効率が落ちる可能性がある。
- ②排出する市民にとっては、シールを貼る手間が余計に係る。
- ③システムが少し複雑なために高齢者等が対応できるか不安が残る。
- ④シールは、パソコンなどで偽造されやすい。
- ⑤指定袋を併用したシール方式による均一従量制を実施している団体は、調べた限りではなかった。

#### 結 果

シールは、袋より経費の面から見ると圧倒的に有利であり、取り扱いも袋より軽くて小さいことから配達や保管の面からも有利である。

しかし、制度が複雑なため市民にとってはややこしく、手間がかかり、不適正排出が多くなる可能性がある。また、収集効率も落ちる可能性がある。

#### 4. 有料化するごみの種類

##### 1) 一般的な考え方

有料化にあたってリサイクルを進めるために、いわゆる資源ごみは無料とし、それ以外のごみについては、有料として扱うのが一般的なようである。

しかし、リサイクルについても資源化处理（収集、選別、処理委託、保管）や集団回収への補助金など、多額の費用を要しているのも事実である。そのため有料化にあたって、資源ごみ以外のごみと同様に資源ごみについてもその単価に格差をつけながら手数料を課す自治体も出てきている。

また、資源ごみを有料化することにより、紙パックやトレイの店頭回収など民間の回収ルートへの排出を促すことにもなる。

##### 2) 本市の考え方

今回の本市の有料化においては、資源ごみへの分別排出の促進および市民の負担等を考慮し、資源ごみの「古紙類」、「ペットボトル類」「空き缶類」「飲食用ガラスびん類」については、無料とし、「焼却ごみ」、「プラスチック製容器類」、「破碎ごみ類」、「陶器・ガラス類」について有料としていきたいと考えている。

「プラスチック製容器類」については、（財）日本容器包装リサイクル協会を通じて資源化しているので上記の考え方からいくと無料とするべきところであるが、今回「プラスチック」の分別を変えることから「焼却ごみ」を有料とし「プラスチック製容器類」を無料とすると、本来「焼却ごみ」に入るはずの「容器包装以外のプラスチック」が「プラスチック製容器類」へ排出されるおそれがあるため有料としたい。

## 一定量以下無料制(現行制度)で無料配布枚数を半分にした場合の試算

## 設定条件

- 1)ごみ袋の配布数は、平成17年度実績を採用。
- 2)現状配布枚数は4人世帯で満足しているものと想定
- 3)ごみ袋販売枚数の設定

## ・現状でのごみ袋の余裕割合

$$2.6人(草津市の平均世帯構成人数) \div 4人 = 65\%$$

## ・袋を半分にした場合の不足分

$$65\% - 50\%(配布枚数割合) = 15\%$$

①普通ごみ用袋	4,470,000枚	×	15%	=	671,000枚
②プラスチック類用袋	1,480,000枚	×	15%	=	222,000枚
③ペットボトル類用袋	590,000枚	×	15%	=	89,000枚
合計					982,000枚

ここで、配布枚数の半減により、インセンティブが働くことにより、購買枚数は上記の50%と設定する。

$$982,000枚 \times 50\% = 491,000枚$$

## ○支出

## ごみ袋製造費

## ・無料配布分

$$H17配布枚数 \times 1/2$$

①普通ごみ用袋	4,470,000枚	×	50%	=	2,235,000枚
②プラスチック類用袋	1,480,000枚	×	50%	=	740,000枚
③ペットボトル類用袋	590,000枚	×	50%	=	295,000枚
小計					3,270,000枚

## ・販売枚数

①普通ごみ用袋					336,000枚
②プラスチック類用袋					111,000枚
③ペットボトル類用袋					45,000枚
小計					492,000枚

## ・製造枚数

$$\text{無料配布} + \text{超過予測分} + H17販売枚数$$

①普通ごみ用袋	2,235,000枚	+	336,000枚	+	138,098枚	=	2,709,098枚
②プラスチック類用袋	740,000枚	+	111,000枚	+	54,934枚	=	905,934枚
③ペットボトル類用袋	295,000枚	+	45,000枚	+	6,026枚	=	346,026枚
小計							3,961,058枚

1/2

・ごみ袋製造費

①普通ごみ用袋	2,709,098枚	×	5.57円	=	15,089,676円
②プラスチック類用袋	905,934枚	×	7.24円	=	6,558,962円
③ペットボトル類用袋	346,026枚	×	7.39円	=	2,557,132円
合計					24,205,770円

配布手数料	94,758世帯	×	25円	=	2,368,950円
販売手数料	691,058枚	×	4円	=	2,764,232円

支出経費合計 **29,338,952円**

○収入

ごみ袋販売枚数を	691,058枚				
ごみ袋販売料金を	110円/枚				
	691,058枚	×	110円	=	<b>76,016,380円</b>

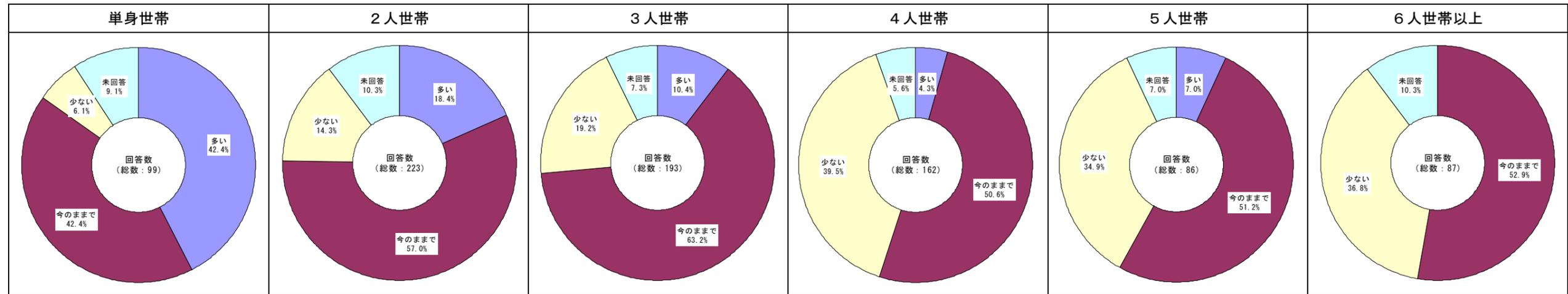
○収支

**76,016,380円** - **29,338,952円** = **46,677,428円**

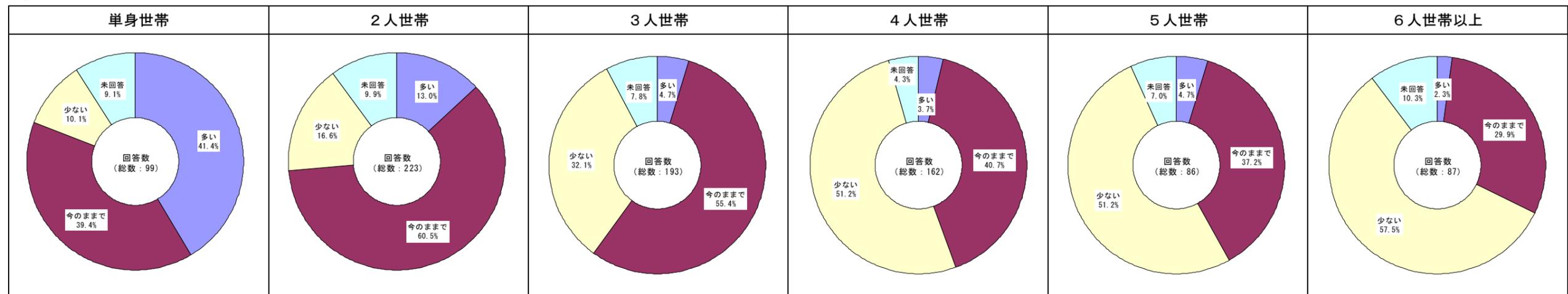


## 2 指定袋の配布満足度

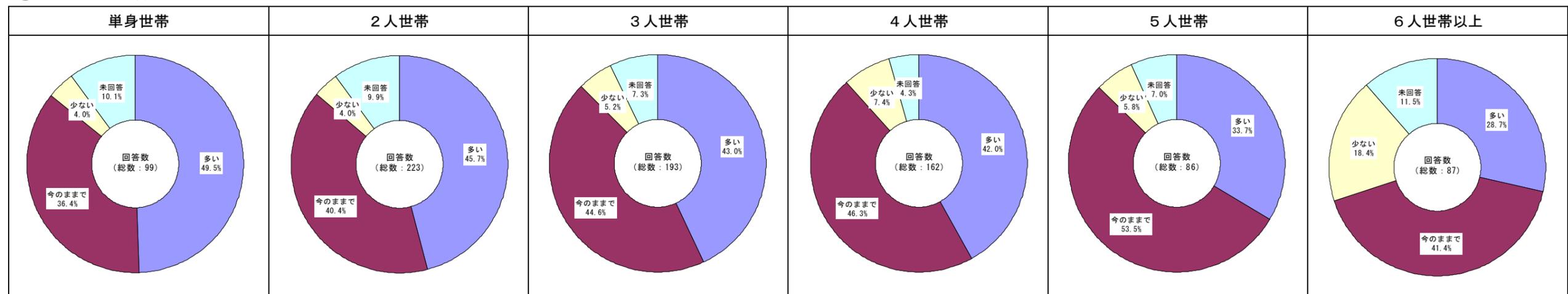
### ①普通ごみ類



### ②プラスチック類



### ③ペットボトル類



## 自治体の手数料積算根拠（均一従量制）

## 滋賀県内

	燃えるごみ		燃えないごみ		プラスチック		資源ごみ		料金の積算方法または考え方
	容量 (L)	単価 (円)	容量 (L)	単価 (円)	容量 (L)	単価 (円)	容量 (L)	単価 (円)	
野洲市	35 25	25 20	35 25	25	70 45	25 20			
湖南市	45 30	25 18			大 小	25 18			甲賀広域行政組合衛生センターでの家庭系ごみ直接搬入の処分料金が10kg当り50円。 1袋当り5kg入るとして50円×1/2=25円。
甲賀市	45 30	25 18							
彦根市	30 22 12	11 10 8	22	8	40	8			料金は、袋の製造単価(約5円)+販売手数料(約2.6円)なので収集運搬処理手数料は、のせていない。
東近江市 (八日市 地区)	52 27	5 3.3	40	10			40	10	可燃大を30枚入り150円で販売。40円が販売手数料、110円が製造原価。袋の販売に関しては、赤字にならない程度。
高島市	60 20	10 6							製造単価のみ。
京都市	45 30 10 5	45 30 10 5					45 30 20	22 15 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺市町村等の料金との整合(1L=1円)</li> <li>・ごみ処理費用(30L当り200円)の10~30%の負担</li> <li>・ごみ減量目標達成できるインセンティブが働く料金設定</li> <li>・標準世帯で1ヶ月に一般ごみ30L袋13枚、資源ごみ30L袋2枚を使用して450円試算。</li> </ul>

他の自治体

自治体名	容量(L)	料金(円)	単価(円/L)	積算根拠
武蔵野市	5	10	2.00	住民意識調査により1世帯で1ヶ月に我慢できる額が <b>500円</b> までとして2円/Lとした。 H16:ごみ排出量33億5900万円÷51,568t=65円/kg
	10	20		
	20	40		
	40	80		
青梅市	10	12	1.20	収集運搬費1kg当り <b>29.5円</b> ×0.9(経費節減率)× <b>1/3</b> =8.85⇒8円/kg 1L=0.15換算で10L=0.15×10×8=12円
	20	24		
	40	48		
福生市	5	7	1.50	ごみ処理費(収集運搬費、中間処理費、埋立費)1kg=35円激減緩和措置で事業系ごみの処理費に合わせて <b>30円/kg</b> の <b>1/3</b> を負担。1kg=10円、1L=0.15kgで換算すると10L=15円
	10	15		
	20	30		
	40	60		
日野市	5	10	2.00	ある程度負担感の出る1世帯当りの負担月額を <b>500円</b> と設定した。標準的な使用量を20L袋で可燃週2回、不燃週1回の月12回とすると500円÷12回=40円
	10	20		
	20	40		
	40	80		
清瀬市	5	7	1.4	①可・不燃ごみ1kg当りごみ処理費(中間処理+最終処分) <b>26円</b> (20.4円+5.9円) ②1世帯から1ヶ月に排出されるごみ量40kg(0.6kg×2.47人×7日×4週) ③1世帯1ヶ月の処理費1,040円(①×②) ④1世帯1ヶ月当りの負担額346円(③× <b>1/3</b> ) ⑤標準サイズ20L袋1枚の価格20円(④÷可・不燃16回収集/月)
	10	10	1.0	
	20	20	1.0	
	40	40	1.0	
昭島市	5	7	1.50	
	10	15		
	20	30		
	40	60		
東村山市	5	9	1.80	①可・不燃ごみ1kg当りごみ処理費(収集運搬+中間処理+最終処分) <b>43円</b> (9+20+14) ②1世帯から1ヶ月に排出されるごみ量50kg(0.7kg×2.4人×30日) ③1世帯1ヶ月の処理費2,150円(①×②) ④1世帯1ヶ月当りの負担額430円(③×0.2) ⑤標準サイズ20L袋1枚の価格36円(④÷可・不燃12回収集/月)
	10	18		
	20	36		
	40	72		
八王子市	5	9	1.8	①減量目標値をごみ量原単位の25%削減に設定。 ②目標達成のための施策(有料化、資源物収集、戸別収集など)の実施に伴う経費の1世帯当りの月額500円 ③1世帯1ヶ月の指定袋使用枚数は、20Lで13枚 ④1世帯当りの負担月額500円÷13枚=37円
	10	18	1.8	
	20	37	1.85	
	40	75	1.87	
函館市	5	10	2.00	ごみ処理原価× <b>1/2</b> ×1/2(激変緩和措置)=2円/L
	10	20		
	20	40		
	30	60		
	40	80		
登別市	10	20	2.00	(収集運搬経費+処理施設管理費)÷資源ごみを除く排出量⇒ <b>41円/kg</b> 1L=0.25kgで換算すると1L当り10円となり、その20%を負担してもらう。2円/L
	20	40		
	30	60		
	40	80		
多治見市	42	50	1.2	収集処理費の <b>1/3</b> 負担
	25	33	1.32	
	20	20	1	
高岡市	10	10	1.00	必要指定袋枚数=可燃ごみ35,165t÷6kg(45L)=5,860,833枚 収集運搬費=934,015千円÷5,860,833=159円/枚 中間処理費=351,736千円÷5,860,833=60円/枚 最終処分費=20,618千円÷5,860,833=3.5円/枚 指定袋1枚当りの費用=159+60+3=222円/枚 排出者2割負担=222円× <b>0.2</b> =44.4円⇒40円/枚
	20	20		
	45	40		

\* 武蔵野市から八王子市については、広域で最終処分場を使っており、処分場延命のためごみ減量が緊急の課題となっている。

## ごみ処理費用について

### 1. ごみ処理費

(17年度実績値)

項目	単位	処理費
収集運搬費	円	406,904,409
処理費	円	400,496,604
施設維持管理費	円	316,415,392
その他	円	135,987,883
計	円	1,259,804,288
処理量	トン	39,060.80
1kg.当り 処理費	円	32.3

\* 粗大ごみの処理費は除いています。

### 2. ごみ袋1袋当りの処理費用

項目	処理費
ごみ処理原価	32.3円/kg
見掛比重 (*1)	0.10
1袋当り原価 (450袋)	145円 (*2)

(\*1) 1袋当り重量3.97kg÷1袋当り容量37.90L=0.10

(\*2) 32.3×450×0.10=145

## 平成17年度ごみ処理費用

項 目	単位	普通ごみ	プ ラ ス チ ッ ク			金 属	び ん	不 燃 物	蛍 光 管	小 型 破 碎	乾 電 池	粗 大 ご み	ペ ッ ト ボ ト ル	合 計
			減 溶	圧 縮 梱 包	プ ラ 計									
処 理 量	t	33,895.67	1,392.90	1,216.09	2,608.99	560.36	895.85	605.91	13.26	210.80	20.04	317.01	249.92	39,377.81
割 合	%	86.80%	3.54%	3.09%	6.63%	1.42%	2.28%	1.54%	0.03%	0.54%	0.05%	0.81%	0.63%	100%
収 集 運 搬 費	円	211,158,961	41,840,526	36,529,432	78,369,958	17,533,872	37,309,488	12,417,107	1,827,134	21,170,125	920,002	17,788,491	26,197,762	424,692,900
処 理 費	円	153,204,165	29,318,167	59,238,193	88,556,360	17,892,000	12,516,713	86,235,718	2,792,756	13,710,191	2,530,701	20,617,969	23,058,000	421,114,573
施 設 維 持 管 理 費	円	292,644,641	5,488,360	8,560,168	14,048,528	1,148,749	2,323	548,500	166,684	6,589,985	107,923	10,077,418	1,158,059	326,492,810
そ の 他	円	81,994,456	8,785,558	9,961,820	18,747,378	3,811,084	4,757,592	18,125,024	413,795	3,439,993	332,448	9,907,990	4,366,113	145,895,873
合 計	円	739,002,223	85,432,611	114,289,613	199,722,224	40,385,705	54,586,116	117,326,349	5,200,369	44,910,294	3,891,074	58,391,868	54,779,934	1,318,196,156
割 合	%	56.1%	6.5%	8.7%	15.2%	3.1%	4.1%	8.9%	0.4%	3.4%	0.3%	4.4%	4.2%	100%
市 民 一 人 当 た り の 処 理 費 用	円/人	6,402	740	990	1,730	350	473	1,016	45	389	34	506	475	11,420
一 世 帯 当 た り の 処 理 費 用	円/世帯	16,507	1,908	2,553	4,461	902	1,219	2,621	116	1,003	87	1,304	1,224	29,444
ラ ン ニ ン グ コ ス ト	円/t	21,802	61,334	93,981	76,552	72,071	60,932	193,637	392,185	213,047	194,165	184,196	219,190	33,476

注) ・収集運搬費には、ごみ袋作成、配布経費及び集団資源回収補助金を含んでいます。

・処理費には、最終処分経費を含んでいます。

・その他には、人件費を含んでいます。